

ひとり親家庭等医療助成費、乳幼児医療助成費、義務教育就学児医療助成費
及び高校生等医療助成費の施術療養費（はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧）に係る
取扱要領

（目的）

- 1 この取扱要領は、東京都内の区市町村が制定する条例等（以下「条例等」という。）に基づき区市町村が実施するひとり親家庭等、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成制度（以下「四制度」という。）において、条例等に規定する医療費助成の対象者（以下「対象者」という。）が、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の療養費（以下「施術療養費」という。）に係る医療費の助成を受ける場合について、区市町村から委任を受けた東京都がその取扱いを定めることを目的とする。

（医療助成費の受領の委任）

- 2 対象者は、東京都知事（以下「知事」という。）が4（3）により承認したはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）に、医療助成費の受領を委任することができる。

（基本的事項）

- 3 2に規定する受領の委任とは、対象者が施術者に医療助成費の受領を委任し、施術者が対象者に代わって区市町村に請求する取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）であり、その基本的事項については、次のとおりとする。
 - （1）都内に所在する施術所の施術管理者として平成30年6月12日付保発0612第2号厚生労働省保険局長通知「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師の施術に関する療養費に関する受領委任の取扱いについて」別添1「受領委任の取扱規程」第2章11の受領委任の承諾（以下「関東信越厚生局長の受領委任の承諾」という。）を得て、第9章44に定める名簿に登録された施術管理者を本取扱要領における受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とすること。
 - （2）施術管理者及び施術管理者が施術を行う施術所において勤務する他の施術者（以下「勤務する施術者」という。）は、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る施術（以下「施術」という。）を行うに当たっては、関係法令等を遵守し、懇切丁寧に行うこと。
また、施術は、対象者の療養上妥当適切なものとする。
 - （3）施術所の開設者は、施術管理者及び勤務する施術者が行った四制度に係る施術及び医療助成費の請求について、施術管理者及び勤務する施術者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うこと。
 - （4）専ら出張のみにより自ら施術を行う施術者（以下「出張専門施術者」という。）については、自らを施術管理者とし、関東信越厚生局に施術所として登録した拠点を本制度においても施術所とみなして、本規程を適用する。
 - （5）受領委任の取扱いは、4（3）により承認された施術所（以下「承認施術所」という。）において行われる施術（訪問及び往療を含む。）のみ認められる。
施術管理者が承認施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途4（1）の手続きを経て、知事から受領委任の取扱いの承認を受ける必要がある。

（受領委任の申出と承認）

- 4 受領委任の取扱いに係る申出と承認については、次のとおりとする。

- (1) 施術管理者は、四制度に係る受領委任の取扱いを行うときは、「親ひとり親家庭等医療助成費、乳乳幼児医療助成費、子義務教育就学児医療助成費及び青高校生等医療助成費の受領委任の取扱いに係る申出書」(別記第1号様式。以下「申出書」という。)により、知事に申し出ること。受領委任の取扱いについては、本要領に定める事項を遵守すること。
- (2) 4(1)の申出は、関東信越厚生局長の受領委任の承諾を受け、登録記号番号を付与された施術管理者が行うことができる。
- (3) 知事は、4(1)の施術管理者から申出があったときは、申出内容を審査の上、適当と認めるときは受領委任の取扱いの承認を行い「親ひとり親家庭等医療助成費、乳乳幼児医療助成費、子義務教育就学児医療助成費及び青高校生等医療助成費の受領委任の取扱いに係る承認書」(別記第2号様式)により施術管理者に通知する。

(支給申請書の提出)

5 施術に係る医療助成費の請求は、次のとおり行う。

- (1) 施術管理者は、四制度に係る施術を行ったときは、「親乳子青医療助成費支給申請書(はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧)」(別記第3号様式及び別記第3号様式の2。以下「支給申請書」という。)により、施術を行った月の翌月の10日までに区市町村長に医療助成費を申請すること。
- (2) 勤務する施術者(関東信越厚生局に登録済みの者に限る。)の施術に係る医療助成費の申請は、施術管理者が行うこと。
- (3) 施術管理者は、支給申請書の提出にあたっては、所定の欄に必ず関東信越厚生局で付番された登録記号番号を記入すること。

(受給資格の確認等)

- 6 施術管理者及び勤務する施術者は、区市町村が条例等に規定する対象者(ひとり親家庭等の医療費の助成制度にあつては、ひとり親等、乳幼児の医療費の助成制度にあつては、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児(以下「乳幼児」という。)を養育している者、義務教育就学児の医療費の助成制度にあつては、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある義務教育就学児(以下「児童」という。)を養育している者、高校生等の医療費の助成制度にあつては、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある高校生等(以下「高校生等」という。)を養育している者)から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証若しくは組合員証とともに医療証(以下「被保険者証等」という。)によって医療助成費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証等を提出することができない患者であつて、医療助成費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(医療助成費の支払)

- 7 区市町村長は、5に規定する方法による支給申請書の提出があつたときは、内容を審査し、提出のあつた月の翌月の23日(23日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、日曜日等でないその直後の日。)までに、受領の委任を受けた者の指定した金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

なお、施術管理者は、上記の方法により支払われる医療助成費の受領事務について、本要領に基づく事務を受任することについて承諾を得た者を代理人として定め、委任することができる。

(届出義務)

8 施術管理者は、次の事項について届け出なければならない。

- (1) 施術管理者は、受領した医療助成費の額に差違が生じたときは、直ちに区市町村長に届け出るとともに、区市町村長の指示に従うこと。
- (2) 施術管理者は、申出書及び委任状に記載した事項に変更があったときは、速やかに「親ひとり親家庭等医療助成費、乳乳幼児医療助成費、㊦義務教育就学児医療助成費及び㊧高校生等医療助成費の受領委任の取扱いに係る変更届」(別記第4号様式)により、変更の内容及び変更年月日を知事に届け出ること。
- (3) 施術管理者は、4(2)に規定する登録記号番号を廃止したとき、施術所を廃止するとき及び受領委任の取扱いを廃止するときは、「親ひとり親家庭等医療助成費、乳乳幼児医療助成費、㊦義務教育就学児医療助成費及び㊧高校生等医療助成費の受領委任の取扱いに係る廃止届」(別記第5号様式)により、廃止する事項及び廃止年月日を知事に届け出ること。

(施術録の保存)

9 開設者及び施術管理者は、四制度に係る施術録とその他の施術録を区別して整理し、必要な事項を記載の上、施術の完結の日から5年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

9の2 施術管理者は、医療助成費の受領等の業務のために知り得た対象者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

(指導・監査)

10 開設者、施術管理者、勤務する施術者及び7により施術管理者から医療助成費の受領事務に係る代理人として委任を受けた者は、東京都及び区市町村による指導及び監査に、次のとおり応じること。

- (1) 知事及び区市町村長が必要であると認めたときは、ひとり親等、乳幼児、児童及び高校生等の施術について、帳簿及び書類を閲覧させ、説明又は報告を行うこと。施術所が廃止された後でも、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、廃止後5年間は同様の扱いとする。
- (2) 関係法令等又はこの取扱要領に違反し、その是正等について知事及び区市町村長から指導を受けたときは、開設者及び施術管理者は、直ちにこれに従わなければならない。

(医療助成費の返還)

11 施術管理者は、偽りその他不正な行為によって医療助成費を受領したときは、当該受領額の全部を直ちに区市町村長に返還しなければならない。

(受領委任の取扱いの中止)

12 施術管理者又は勤務する施術者が、この取扱要領に違反した場合又は施術療養費(全国健康保険協会管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険・国民健康保険・後期高齢者医療)の受領委任の取扱いを中止された場合は、知事は直ちにこの受領委任の取扱いを中止する。

また、以後5年（令和2年3月4日付保発0304第2号厚生労働省保険局長通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」又は令和3年2月10日付保発0210第1号厚生労働省保険局長通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る令和3年度から令和7年度までの特例について」（以下「特例関係通知」という。）の適用を受ける場合は、2年）を経過した後、再び申出があるまでの間は、知事は受領委任の取扱いを認めない。

（取扱開始日）

- 13 本取扱要領に基づく受領委任の取扱開始日は、原則として関東信越厚生局長の受領委任の承諾による承諾年月日とする。ただし、4（1）の申出日が当該承諾年月日から6月を経過している場合は、申出年月日の属する月の初日とする。

（契約期間）

- 14 本取扱要領に基づく契約の有効期間は、4（3）の承認日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに施術管理者から特段の意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日において更に1年間順次更新したものとする。

附 則

この取扱要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成31年3月20日から施行する。
- 2 取扱要領改正の際、別記第1号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和元年5月28日から施行する。
- 2 取扱要領改正の際、別記第1号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 取扱要領改正の際、別記第3号様式及び第3号様式の2で現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 取扱要領改正の際、別記第1号様式、第3号様式、第3号様式の2、第4号様式及び第5号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 取扱要領改正の際、別記第1号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この取扱要領施行日の前日において、ひとり親家庭医療助成費、乳幼児医療助成費及び義務教育就学児医療助成費の施術療養費（はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧）に係る取扱要領に基づき、親ひとり親家庭医療助成費、乳幼児医療助成費及び④義務教育就学児医療助成費の受領委任の取扱に係る申出書により、東京都知事に申し出を行い、東京都知事から承認の通知を受けていた施術管理者は、この取扱要領に基づく承認の通知を受けているものとみなす。
- 3 この取扱要領の施行の際、別記様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この取扱要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 取扱要領改正の際、別記第3号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

別記第1号様式から別記第6号様式まで（略）